

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私が夫婦二人の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も二人分納付していた。夫は、昭和36年4月からの国民年金加入期間に未納は無いが、私のみ申立期間が未納とされている。私が夫の分の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、私だけが申立期間の保険料について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、申立人が加入手続きを併せて行い、保険料も一緒に納付していたとする夫の納付記録を見ると、国民年金制度発足時の昭和36年4月から49年6月までの国民年金加入期間に未納が無い上、夫婦共に複数年にわたり前納していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で資格取得日を昭和36年4月1日として40年4月9日に払い出されていることが確認できる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間は特例納付による以外は時効により保険料を納付することはできないものの、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の納付記録を見ると、申立期間の保険料は納付済みとされている。このため、夫の納付済みとされている申立期間の保険料は、第1回特例納付（実施期間：45年7月から47年6月まで）を利用して納付されたものと推認され、申立人は、加入手続き後の保険料は夫婦二人分一緒に納付していたとしていることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が特例納付を利用して申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年12月まで

私は、A市B区で家族と一緒に住んでいた。私が20歳になった時、母親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も家族の分と一緒に納付してくれていた。加入時期や納付方法について詳しいことは分からないが、加入当時母親から、兄も私と同様に20歳の時から保険料を納付していたと聞いた覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、20か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き60歳到達時の前月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立期間当時、父親及び兄の保険料と一緒に納付していたとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から47年\*月(60歳到達時の前月)まで保険料の未納は無い。父親も、母親と同様に36年4月から45年9月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、兄は37年\*月(20歳到達時)から50年9月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、母親の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月3日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続きが行われたとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、38年5月から39年3月までの期間は過年度納付が可能であり、同年4月から同年12月までの期間は現年度納付が可能であった。申立人は、母親は兄の加入手続きも行い、保険料も20歳から納付していたとし

ているところ、前述のとおり、兄は、20歳到達時の37年\*月から保険料は納付済みとされている上、兄が所持する国民年金手帳（同年4月6日発行）の昭和36年度印紙検認記録欄を見ると、37年\*月から同年3月までは「納付書納付」のゴム印が押されていることから、加入手続を行ったとする母親は当該期間の保険料を過年度納付したものとみられる。このため、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かった母親が兄と同様に申立人の加入手続を行いながら、申立人の申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難く、兄と同様に申立期間の保険料を過年度及び現年度納付により納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和25年1月1日）及び資格取得日（26年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年7月1日まで

当時、A社の社宅に住んでいた。会社では、保安部に配属されており、泥棒を捕まえて警察から感謝状をもらった記憶がある。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和22年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年1月1日に被保険者資格を喪失後、26年7月1日に同社において再度資格を取得しており、25年1月から26年6月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の妻は、「夫は、申立期間の前後を含めて、B市にあるA社の社宅に住んでいた。また、夫の仕事は、申立期間の前後を含めて一貫して保安関係の仕事であり、途中で、勤務形態や仕事の内容が変わったということはない。会社で着ていた保安服は私が洗濯していたので、このことは良く覚えている。」と述べている上、申立人の長女は、「当時、A社の社員以外の人は、社宅

には住んでいなかった。私が小学1年生の時に、学校でいじめられ、泣きながら、学校の近くにあった父の会社に行き父を呼び出してもらったことがある。その時には、父は、会社の保安服を着ていた。」と述べているところ、申立人の長女が小学1年生であったのは、昭和25年4月から26年3月までの期間であり申立期間内に包含されていることに加えて、長女が述べる社宅の住所、社宅の戸数、間取り、周辺の状況等は、当時の住宅地図と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同日の昭和22年11月1日に、A社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち21人のオンライン記録を確認したところ、退社したとみられる者を除き同社に継続勤務していたとみられる者14人については、申立期間を含めて、いずれも同社において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間の前後の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年1月から26年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年9月から同年11月までを130円、同年12月及び21年1月を140円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年2月18日まで

私は、A社B支店に昭和17年1月4日に入社した。20年8月26日ごろに復員し、同社本社に勤務した。支店間の異動はあったものの、54年12月31日に退職するまで継続して同社に勤務したので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の人事発令及び給与発令、同社から提出された職員原簿などから判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、昭和20年9月1日転勤と記載されている上、上記職員原簿及び人事発令により、同年12月18日当時には、A社本社に所属していることが確認できることから、申立期間については、同社本社に係る資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和20年9月から同年11月までを130円、同年12月及び21年1月を140円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年1月25日、資格喪失日に係る記録を34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、26年1月から同年7月までは3,000円、同年8月から同年12月までは5,000円、27年1月から同年7月までは4,500円、同年8月及び同年9月は5,000円、同年10月から28年4月までは7,000円、同年5月から29年7月までは8,000円、同年8月から33年10月までは1万円、同年11月から34年5月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月25日から34年6月1日まで

私は、昭和26年1月にA社に入社し、平成元年4月15日まで継続して勤務した。厚生年金保険料が控除されている給料明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたホールソートカード及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和26年1月25日に同社に入社し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間当時、正社員だった。厚生年金保険の被保険者資格取得届を出したと思い込んで、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答しているところ、同社から提出された厚生年金保険事故補償書(昭和41年4月1日に作成され申立人に交付されているもの)にも当該回答と同趣旨の内容が記載されている上、申立人から提出された給料明細書(申立期間101か月のうち73か月)により、申立人は、73か月のいずれの月においても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書、及び申立人のA社入社と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和26年1月から同年7月までは3,000円、同年8月から同年12月までは5,000円、27年1月から同年7月までは4,500円、同年8月及び同年9月は5,000円、同年10月から28年4月までは7,000円、同年5月から29年7月までは8,000円、同年8月から33年10月までは1万円、同年11月から34年5月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得届を怠っていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月23日から同年11月22日まで

私は、A社に昭和46年3月29日から平成6年8月末日まで継続して勤務しているが、申立期間の1か月間の年金記録が無い。この期間は、同社本社から同社B支店に転勤したところであり、仕事の引継ぎや、住居を探すために、同社本社と同社B支店を頻繁に行き来していたが、継続勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、勤務証明書及び雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務し(昭和50年11月1日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年9月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成9年12月22日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9年12月から11年4月までは26万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は34万円、12年1月は41万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、13年1月から同年4月までは26万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月から同年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月及び15年1月は26万円、同年2月は34万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は36万円、同年8月は26万円、同年9月は36万円、同年10月は44万円、同年11月は36万円、同年12月から16年2月までは26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から17年4月までは26万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月から18年1月までは32万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は41万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は36万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録を18年9月は30万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、19年1月及び同年2月は32万円、同年3月は30万円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認めら

れることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は1万1,000円、申立期間③は1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①、②及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から19年3月まで  
② 平成15年7月25日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月23日  
⑤ 平成17年7月11日  
⑥ 平成17年12月22日  
⑦ 平成18年7月7日  
⑧ 平成18年12月25日

申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、A社から受けた給与額及び当該給与から控除された厚生年金保険料額に見合うものと合致しないため、適正なものに訂正してほしい。

また、申立期間のうち、平成15年4月以降に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い場合、適正なものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成10年3月から11年9月までの期間、同年11月及び同年12月、12年4月、同年11月及び同年12月、13年5月及び同年6月、14年1月、同年4月及び同年5月、同年7月から16年11月までの期間、17年1月から同年7月までの期間、同年9月から18年11月までの期間、19年1月及び同年2月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成14年3月、16年12月及び19年3月については、当該期間に係る給与明細書は無いものの、申立人から提出された預金通帳によ

り、当該期間の各月の給与振込額は、それぞれ至近の14年1月、17年1月及び19年4月における給与明細書上の給与手取り額（振込額）と一致することから、申立人は、当該期間において、上記の至近月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間①のうち、平成11年10月、12年1月、同年3月、同年5月から同年10月までの期間、13年1月、同年3月及び同年4月、同年7月から同年12月までの期間、14年6月、17年8月及び18年12月については、当該期間に係る給与明細書は無いものの、上述の申立人から提出された給与明細書の内容を検証した結果、A社では、当該期間を含む11年5月以後の期間において、給与から控除する厚生年金保険料額を、各月の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づいて毎月算出していたことがうかがえることから、上記の同社独自の厚生年金保険料額を算出する取扱いに従い、申立人は、当該期間において、預金通帳で確認できる給与振込額から推測される報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間①のうち、平成9年12月から10年2月までの期間については、上述の申立人から提出された給与明細書によると、同年3月から11年4月までの各月において控除された厚生年金保険料の額は同額であることが確認できること、及び10年3月から標準報酬月額を改定すべき特段の事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間において、直後の同年3月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間①のうち、平成12年2月、13年2月、14年2月については、当該期間に係る給与明細書は無い上、A社では、所得税の年末調整を翌年2月の給与に加減することにより行っていることから、上記の預金通帳の給与振込額から報酬月額を推測する方法を用いることが適当ではないと判断されるものの、上記のとおり、当該期間の前後の期間において、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていると認められる上、当該期間のみ保険料の控除が無かったとする特段の事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間において、前後の期間について認められる標準報酬月額のうち、低い額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月までの期間については、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の21年5月に、9万8,000円から36万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基

づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、上述の理由から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額、預金通帳の振込額から推認できる報酬月額、前後の期間について認められる標準報酬月額の記録から、平成9年12月から11年4月までは26万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は34万円、12年1月は41万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、13年1月から同年4月までは26万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月から同年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月及び15年1月は26万円、同年2月は34万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は36万円、同年8月は26万円、同年9月は36万円、同年10月は44万円、同年11月は36万円、同年12月から16年2月までは26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から17年4月までは26万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月から18年1月までは32万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は41万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は36万円、同年9月は30万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、19年1月及び同年2月は32万円、同年3月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月までの期間については、当該保険料

を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主が訂正の届出を行っている上、事業主は、当該期間を含む申立期間①に係る報酬月額算定基礎届等について手続を誤ったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は1万1,000円、申立期間③は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できるほか、当該期間において申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年6月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立期間 : 昭和20年6月20日から21年2月1日まで

私は、A社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、この間の記録が無い。勤務を証明できる資料を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録及び申立人の所持している同社から交付された国民貯金通帳の記録により、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格の取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、年金番号を払い出した際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いこと

の原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な回復をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年6月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年2月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落がみられる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

平成19年3月31日までA社に勤務し、同日付で退職した。厚生年金保険料控除を確認できる支給明細書を提出する。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給明細書、雇用保険の記録及びA社から提出された出勤簿などにより、申立人が同社に平成19年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、支給明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日の届出の誤りを認めていることから、事業主が平成19年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月2日から同年6月4日まで  
② 昭和33年11月11日から34年12月19日まで  
③ 昭和35年8月19日から36年7月12日まで

私は、申立期間①及び②はA社の船に、申立期間③はB氏の船に乗っていた。また、申立期間①及び③については船員手帳に雇入記録があるので、調査して、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の雇入記録（昭和33年4月2日雇入、同年6月4日雇止）によると、申立人は、当該期間においてA社のC船に乗船していたことが認められる。

また、申立期間①当時のA社の事務担当者は、「従業員が、総トン数10トン以上の船に乗っていた期間については、船員保険被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、申立人から提出された船員手帳によると、当該船の総トン数は、10トン以上であることが確認できる。

さらに、当該期間においてA社の船員保険被保険者記録がある同僚は、「船員保険被保険者期間と船員手帳に記録されている雇入期間は一致している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、船員手帳の給与額の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に他界しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳には、雇入記録が記載されていないものの、申立人は、申立期間②の前後の期間においてA社の船に乗っていたことが認められるとともに、当該船員手帳によると、申立期間②の前の期間の雇止事由は、転船であることが確認できることから、申立人は、申立期間②も継続して同社の船に乗っていたことがうかがえる。

しかし、申立人が「申立期間②は、5トンぐらいの灯船（ひぶね）に乗っていたかもしれない。」と証言しているところ、上記のA社の事務担当者は、「乗組員が灯船に乗っていた期間は、船員手帳に記録せず、船員保険被保険者資格は取得させていなかった。」と証言している。

また、A社は、既に解散しており、申立期間②に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料を得ることはできない。

申立期間③について、申立人から提出された船員手帳により、申立人が当該期間においてB氏所有の船に乗っていたことが認められる。

しかし、当該期間においてB氏所有の船に係る船員保険被保険者記録がある同僚は、「船員保険被保険者期間と船員手帳に記録されている雇入期間は相違している。」と証言していることから、同氏所有の船の乗組員については、申立期間③当時、雇入期間に応じて船員保険被保険者資格を取得させる取扱いが励行されていなかったことがうかがえる。

また、B氏の連絡先は不明であり、申立期間③に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和49年7月は19万円、51年9月は24万円、52年9月は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月から平成11年12月まで

昭和36年1月から48年11月までの期間については、給与明細表は無いが、毎年昇給していたので、標準報酬月額も毎年高くなるはずであり、標準報酬月額が下がることはもちろん、1年以上変わらないということは考えられない。

また、昭和48年12月から平成11年12月までの期間については、標準報酬月額が給与明細表の厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額に比べ低く記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月、51年9月及び52年9月については、申立人から提出された給与明細表により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細表において確認できる報酬額又は保険料控除額から、昭和49年7月は19万円、51年9月は

24万円、52年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和48年12月以降で上述の49年7月、51年9月及び52年9月を除く期間については、給与明細表で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和36年1月から48年11月までの期間については、給与明細表等の関連資料は無いが、オンライン記録によると、申立人と同一日にA社における被保険者資格を取得した同僚16人の標準報酬月額は、申立人と同様に、当該期間において標準報酬月額が減額されている者や、1年以上標準報酬月額の改定がない者がみられ、申立人の記録のみが、複数の同僚の記録に比して特に不自然であるとは認め難い。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年12月1日から32年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を30年12月1日、資格喪失日に係る記録を32年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月20日から32年10月1日まで

私は、C社に勤務している時に、A社D支店のE部長に誘われて同社同支店内のF組合に転職した。C社を辞めてから約10日後の昭和30年11月20日から32年9月30日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。F組合からも、在職期間と給与の証明をもらっているのに、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和30年12月1日から32年10月1日までの期間については、F組合から提出された在籍証明書、及び申立人の退職願の写しにより、申立人が当該期間にA社D支店内のF組合に勤務していたことが認められる。

また、F組合から提出された資料によると、申立期間当時、A社には、申立人が勤務していたD支店のほか、B支店など3支店があり、申立人を含め15人がF組合の職員として勤務していたことが確認できる。厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び嘱託職員1人を除く13人は、いずれも配属先の同社各支店における被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、A社の各支店に勤務するF組合の職員に係る給与計算や社会保険事務手続は、同組合本部が一括して行っていたところ、その事務



に關与していた者は、「F組合の職員は、A社を定年退職後に再雇用された嘱託職員以外は、すべて正職員であり、厚生年金保険及び健康保険の取得手続を行うとともに、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している上、ほかの複数の同僚も、申立人が正社員であったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立期間当時、A社D支店は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社同支店の職員は、同社B支店において被保険者資格を取得していたことが確認できることから、当該期間については、申立人も同様に、同社同支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、F組合から提出された昇給申請で確認できる申立人の給与支給額、及びA社B支店から提出された健康保険組合喪失者記録簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年12月から32年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年11月20日から同年12月1日までの期間については、申立人の当該期間にF組合における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月15日から同年10月1日まで

私は、昭和20年6月6日から同年9月末日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同年8月15日から同年10月1日まで厚生年金保険の記録が無い。調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続感謝状、及びA社が「申立期間当時の社内資料から、申立人は申立期間において確かに在籍していたことが確認できるので、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と回答していることにより、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された申立人に係る厚生年金被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、同社における被保険者資格を昭和20年10月15日に、転勤を理由として喪失していることが確認できる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和20年8月15日に資格喪失した旨記録されている。

しかし、上述のとおり、A社が保管している申立人に係る厚生年金被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は、同年10月15日であることが確認できるところ、同社を管轄していた社会保険事務所（当時）は、「A社の厚生年金保険被保険者名簿は、昭和20年4月以降に復元されたものである。」と回答していることから、当該被保険者名簿の復元が適切に行われなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年7月の記録から、60円とすることが妥当である。

## 愛知厚生年金 事案4374

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から42年6月1日まで

B社は、A社に譲渡されたが、私は、B社及びA社に継続して勤務していた。それにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、A社の事業主の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がB社及びその後継会社のA社に継続して勤務(B社からA社に異動。)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人と同様にB社からA社に異動し、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和41年8月1日に被保険者資格を喪失している同僚60人は、いずれも同日にA社の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年6月の記録及び同僚の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間についての関連資料は残っておらず詳細は不明としており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から同年8月までの期間及び同年10月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年5月から同年8月まで  
② 平成11年10月から12年1月まで

私は、申立期間は納付期限内に国民年金保険料を納付することができなかつたため、後に収入が安定するようになってから、国民年金保険料の未納分の納付を行った。

母親にお金を渡して納付していた記憶があり、飛び飛びで納付していないということは考えられないと思っているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てでは申立期間の国民年金保険料は納付期限までに納付することができなかつたため、後から保険料を納付したと思っていたが、聴取の過程で平成11年度に現年度納付したかもしれないとするなど、申立期間の保険料の納付を母親に依頼したとする時期等は明確ではない。

また、母親は、当時、申立人は学生であり収入が少なかったが、申立人が「保険料の免除を受けることはせず、自分の将来のため納付しておきたい。」と希望したため、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人からアルバイトの給料の一部を預かり、申立期間の保険料を納付していたとしていることから、母親は現年度に保険料を納付していたとの主張とみられるが、A市の記録によると、申立人は、申立期間前後の期間の保険料については、いずれも現年度納付していたことが確認できるものの、申立期間の保険料については、現年度納付していた形跡がうかがえないほか、申立期間は複数有り、延べ8回（8か月）にわ

たる年金記録の事務処理過程において、度重なる記録の齟齬<sup>そご</sup>が発生した可能性も考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の翌年度に当たる平成12年4月の保険料は時効間際の14年5月に過年度納付しており、12年11月から13年4月までの保険料については、14年7月以降に過年度納付していたことが確認できることから、現年度では納付することができなかった期間の保険料の納付に努めていたことはいかゞがえるものの、これら以外に申立期間後に申立人がさかのぼって保険料を納付した形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間後にさかのぼっての保険料納付を初めて開始した時期は同年5月以降であった可能性は否定できず、この時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により過年度納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年6月までの期間及び60年5月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年6月まで  
② 昭和60年5月から61年6月まで

申立期間は、勤務していた会社を退職後、次の会社に就職するまでの期間であり、A市に居住していた。国民年金について、加入手続を行った時期や場所、保険料を納付した時期、納付金額、納付場所などについては、全く覚えていないが、納付書が届いたので納付したはずである。申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る納付書が届いたので国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、これらの申立期間に係る国民年金の加入手続に関する時期、場所等についての記憶が無い上、申立期間の保険料を納付した時期、場所、納付金額などについての記憶も曖昧であることから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号は、平成元年5月26日にB町で払い出されており、その被保険者資格取得日は厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月26日とされていることが確認できるとともに、申立人が申立期間①及び②当時居住していたとするA市において申立人に係る国民年金の記録を確認することができなかったことから、申立人は申立期間①及び②については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された時点を基準とす



ると、申立期間①及び②はいずれも既に時効が成立しており、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

当時は、学生であったため、国民年金保険料の免除申請を行い、保険料を免除してもらっていたが、私の将来のことを考え、母親が平成6年か7年に私の免除期間中の保険料をA社会保険事務所（当時）で追納し、追納保険料として、23万400円を納付したと母親から聞いているので、申立期間について、保険料を追納したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はB市C区に居住していた平成6年又は7年に、母親が申立期間の24か月分の保険料をA社会保険事務所で追納したとしている。

しかし、申立人が居住していたB市C区はA社会保険事務所の管轄区域外であり、当時社会保険事務所が管轄区域外在住の被保険者の追納保険料を領収することはできなかったことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、平成6年5月から7年3月までに追納した場合の申立期間の保険料額を記載したメモを所持しており、これが申立期間の保険料を追納した資料であると主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の免除申請が行われた当初の申請免除期間は申立期間の24か月であったとみられるものの、5年6月ごろに、申立人が同年3月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格の喪失処理が行われ、これに伴って申請免除期間は23か月に変更されたとみられることから、母親が申立期間の保険料を追納したとする6年又は7年時点においては、申立人の申請免除期間は23か月であったことになり、当該メモをもって申立期間の保険料を追納したと推認することはできない。

さらに、B市の記録においても、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者期

間である平成5年3月を除く、3年4月から5年2月まではすべて申請免除期間とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、母親が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2474 (事案 2087 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年10月まで

妻が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は初めのうちは妻が納付し、義母と同居し始めてからは、義母が保険料を納付してくれていた。

前回の申立ての決定文書が届いた後、A市役所に行き、同市役所の職員に申立てが認められなかったという話をしたところ、同市役所の職員から、申立期間の同市の年金記録は廃棄処分されており、同市が回答した私の申立期間に係る確認調書を第三者委員会に提出すれば、申立ては認められるはずであるとの話を聞いたので、再度、調査・審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当初、加入手続は父親が行ったとしていたが、その後、これを行ったのは妻、義母と変わるなど、申立人の記憶には曖昧な面が見受けられること、ii) 妻は、申立人の国民年金加入手続や申立期間の保険料納付等に係る記憶は無いとしているほか、父親及び義母は既に死亡しているため、申立期間当時の状況については不明であること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立人がA市からB市に転居(昭和47年)した後の62年9月16日であり、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金の加入手続を行ったとみられ、この時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料の納付について、義母が納付してくれていたとする申立内容を、義母と同居を始めたのは昭和41年7月か同年8月ごろであり、それまでは妻が保険料を納付してくれていたと変更しているが、申立人は妻に対する聴取は控えてほしいとしていることから、保険料の納付状況等は不明である。

また、今回新たに、申立人は、申立期間当時、妻と一緒に保険料を納付したことがある隣人を思い出したとしているが、申立人が記憶している当時の住所地、隣人の姓等からでは当該隣人の所在を確認することはできず、申立人の保険料の納付状況等について聴取することはできなかった。

さらに、申立人は、前回申立ての決定文書受領後、A市の職員から、同市が回答した「申立期間に係る確認調書」を当委員会に提出すれば、申立ては認められるはずであるとの説明を受けたと主張しているが、この確認調書には申立期間における申立人の年金記録及び端末記録は無い旨記載されているのみであり、保険料納付を裏付けるものではない上、当該同市職員に照会しても、申立人の主張するような事実を確認することはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から19年3月まで

夫が平成19年4月ごろにA社会保険事務所(当時)で未納とされていた過去2年分の国民年金保険料を自身の分と一緒に一人当たり約12万円納付し、領収書を受け取った。申立期間の保険料を納付していたことを示す領収書は見付からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が平成19年4月ごろにA社会保険事務所で未納とされていた申立期間の保険料一人当たり約12万円を自身の分と一緒に二人分納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間のうち、17年4月から18年6月までは半額未納、同年7月から19年3月までは4分の3免除期間に係る未納とされており、これら期間の保険料を納付する場合に必要な金額は、一人当たり13万3,455円となり、申立人が納付したとする保険料額とは相違する。

また、申立人のオンライン記録の平成19年における社会保険料(国民年金保険料)控除照会処理票を見ると、「証明(11月発行) 現年度分 10,560円」、「納付年額合計 10,560円」とされており、この金額は、同年5月1日に納付された同年4月から同年6月までの4分の3免除期間に係る前納納付金額と一致している上、B市C区の申立人に係る「市民税・県民税 証明書 平成20年度(平成19年分所得)」を見ても、社会保険料控除欄には申立期間について納付したとする国民年金保険料額についての記載は無い。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫も申立期間は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から19年3月まで

私は、平成19年4月ごろにA社会保険事務所（当時）で未納とされていた過去2年分の国民年金保険料を妻の分と一緒に一人当たり約12万円納付し、領収書を受け取った。申立期間の保険料を納付していたことを示す領収書は見付からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年4月ごろにA社会保険事務所で未納とされていた申立期間の保険料一人当たり約12万円を妻の分と一緒に二人分納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間のうち、17年4月から18年6月までは半額未納、同年7月から19年3月までは4分の3免除期間に係る未納とされており、これら期間の保険料を納付する場合に必要な金額は、一人当たり13万3,455円となり、申立人が納付したとする保険料額とは相違する。

また、申立人のオンライン記録の平成19年における社会保険料（国民年金保険料）控除照会処理票を見ると、「証明（11月発行） 現年度分 10,560円」、「納付年額合計 10,560円」とされており、この金額は、同年5月1日に納付された同年4月から同年6月までの4分の3免除期間に係る前納納付金額と一致している上、申立人の「平成19年分の所得税の確定申告書B」及びB市C区の「市民税・県民税 証明書 平成20年度（平成19年分所得）」を見ても、社会保険料控除欄には国民健康保険料額である金額（12万9,460円）が記載されており、申立期間において納付したとする国民年金保険料額についての記載は無い。



さらに、申立人が一緒に保険料を納付したとする妻も申立期間は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から62年3月まで

私は、20歳になった時に役所から国民年金に関する案内をもらった記憶がある。当時、私は大学生であり、アルバイトで安定的な収入があったので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。加入手続及び保険料納付状況については全く覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和60年\*月ごろ、役所から送付されてきた国民年金に関する案内により、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、自身で加入手続を行ったと思うが、加入手続場所、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無及び受領時期についての記憶は無いとしている上、申立期間の保険料納付方法、納付金額及び納付周期についても記憶は無いとしており、申立人が申立期間について、国民年金加入手続を行い、同期間の保険料を納付していたことを確認することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市が保管する国民年金情報検索システムにも申立人に係る記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2478 (事案 916 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

平成21年1月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、申立期間の国民年金保険料を集金人に母親の分と一緒に納付しているため、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A市で昭和41年3月に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年7月に払い出されていることから、申立人の加入手続は、同年7月ごろに行われ、さかのぼって資格取得日を41年4月1日とする事務処理が行われたものと推認され、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。また、加入手続時点で、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能であったが、申立人が過年度保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。一方、申立人は、平成12年に同市役所及びB社会保険事務所(当時)において、国民年金の未納は10か月分との説明を受けたが、19年に送付された年金の通知(支給額変更通知書)では、未納が24か月分に増えており、これは社会保険庁(当時)により改ざんされたものであると主張しているが、このことについて同市の記録と社会保険庁の納付記録は一致している上、改ざんした形跡も無いとして、既に当委員会の決定に基づく21年1月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人が主張する内容は、当初の申立内容と変わら

ず、申立期間当時にA市で集金人に母親の分と一緒に納付したこと、及び平成12年に同市役所及びB社会保険事務所で確認した未納は10か月分であることを主張するのみであり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4375

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月26日から39年5月ごろまで

私は、当時、既にA社（現在は、B社）に勤務していた父に誘われて、昭和35年3月に同社に入社し、39年5月ごろに退社した。当時の同僚の名前を記憶しており、病院で健康保険証を使った記憶もある。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の複数の同僚の証言から判断して、勤務時期は特定できないが、申立人が、両社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、人事記録等の関係資料は残っていないため不明であるとしており、申立期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局にも、同社が法人登記された記録は無い上、同社を承継したB社は、昭和39年7月1日に適用事業所となっており、申立期間において両社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、A社に入社したとする複数の同僚についても、同社における勤務期間及びB社が適用事業所となる前における勤務期間については、厚生年金保険の被保険者記録は認められず、両社に勤務した同僚は、「厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年7月からである。私が持っている同年6月分の支給明細書によると、6月は、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と証言しているところ、当該同僚から提出された支給明細書により、昭和39年6月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されておらず、翌月の同年7月分以降の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間においてA社で一緒に勤務していたとする申立人の父は、昭和36年4月1日から39年6月21日までの期間について国民年金に加入し、当該期間において保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から24年9月ごろまで

A社(現在は、B社)に、昭和20年5月から24年9月ごろまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は3か月しかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の人事及び厚生年金保険関係の書類は保管しておらず、当時の関係者もないため、申立人の勤務実態等については分からない。」と回答しており、申立期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社は昭和20年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社を承継したB社は、21年1月5日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、20年8月20日から21年1月5日までの期間において、A社及びB社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人とA社における厚生年金保険の資格取得日が同日である同僚19人は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和20年8月20日に被保険者資格を喪失しており、このうち連絡が取れた同僚は、「私は、昭和20年8月に、A社を解雇された。残務整理要員として残った者もいると思うが、私の同僚は、皆、同日に解雇されたと思う。誰が残ったかまでは分からない。」と証言している。

加えて、A社で被保険者資格を喪失後再度B社において被保険者資格を取得

している複数の同僚は、「申立人の名前は覚えていない。A社の残務整理要員として残り、その後B社において被保険者資格を取得したのは、熟練工であった。」旨証言しているところ、申立人は、当時、A社に入社して3か月であり、年齢も16歳であった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4377

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月ごろから43年12月ごろまで  
② 昭和44年1月ごろから同年6月ごろまで

私は、申立期間①にA社、申立期間②にB事業所で働いていた。A社での勤務については、もしかしたらB事業所での勤務の後かもしれないが、A社で勤務していたときに健康保険証を使用して皮膚科を受診した記憶がある。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録により、申立人は、昭和43年7月5日に入社し、44年7月5日に退職するまで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の人事労務担当者は、「当時、申立人と同じ職種の従業員については、特に本人からの申出がなければ、厚生年金保険に加入させることはなかった。」と証言しており、また、同社から提出された人事記録と同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と同時期の昭和43年7月に同社に入社した男性従業員4人（申立人を除く。）のうち、2人が同社の厚生年金保険の被保険者記録が無く、残り2人が入社から1年以上経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当時の同社では、厚生年金保険の被保険者資格を入社と同時に取得させていなかった状況がうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間及びその前後の期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立てに係るB事業所は、昭和44年当時の電話帳及び住宅地図により、申立人が記憶していた所在地において存在を確認できるものの、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった

記録は確認できない。

また、B事業所は、現在の所在及び事業実態が明らかでなく、申立人は、同事業所の当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4378

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月ごろから平成元年6月ごろまで

私は、A社に勤務し、配送の仕事をしていた。保険証を受け取ったと記憶しており、厚生年金保険にも入って給与から保険料を控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同社の現在の事業主及び複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社の現在の事業主は、「当時の関係資料は保管していないが、申立人は、昭和63年の終わりごろか平成元年の初めごろまで勤務していた。試用期間のみの勤務であり、厚生年金保険には加入させていなかったと記憶している。当社では、当時、試用期間の後に本人から加入希望を聞いて、希望があれば厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

また、複数の同僚も、「自分の入社日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していない。また、厚生年金保険の加入については、会社から加入希望の有無を聞かれた。」と証言していることから、当時、A社では、入社後直ちにすべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和56年1月1日から国民年金に加入しており、オンライン記録によれば、申立期間の一部を含む62年4月から63年3月までの期間、及び平成元年4月から2年3月までの期間について、国民年金保険料の申請免除の手続をしていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4379

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月ごろから42年9月ごろまで

私は、申立期間当時、A事業所で勤務し、男性二人の事務員と同じ仕事をしていた。給与明細書は持っていないが、保険料など3、4種類の金額を給与から控除されていた記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主、及び申立人が名前を覚えていた当時の同僚が、いずれも申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A事業所の事業主は、「当時の関係資料は保管していないが、当事業所はサービス業で、厚生年金保険の適用対象でなかったため、当時、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所の事業主及び申立人を記憶していた同僚は、いずれも同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4380

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月24日から同年9月1日まで

私の平成10年分の源泉徴収票にも、私の入社日が同年8月24日であると書かれているので、同年8月分も厚生年金保険の被保険者期間になると思うが、年金記録では国民年金の未納期間とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社からの回答により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び保険料控除の取扱いについて、A社は、「試用期間を設けていた。また、入社日が月末近くで、8月の勤務日が数日しかないこともあり、8月分の給与については、社会保険・厚生年金保険料を天引きしていない。」と証言している。

また、申立人から提出された平成10年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と、申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を有する同年9月から同年11月までの期間に係る給与明細書の社会保険料の合計額が一致することから、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を控除されていないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
雇用保険の記録は、離職日が平成 3 年 7 月 31 日とされている。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は資格喪失日が同日とされているが、同年 8 月 1 日でないとおかしい。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成 3 年 7 月 31 日とされている。

しかし、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料は残っておらず、申立人の退職日及び退職月の厚生年金保険料控除の有無については不明であるが、被保険者資格喪失日は、人それぞれ違うと思う。しかし、当社では保険料控除等については、厳密に取り扱っているので、おそらく雇用保険の離職日の届出を間違えたのではないかと思う。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の同僚の資格喪失日は、それぞれ月末喪失、月初喪失等と、各人ごとに異なっていることが確認できる。

さらに、申立人の資格喪失日である平成 3 年 7 月 31 日前後の月末に資格喪失している複数の同僚に照会したが、退職月の保険料控除について証言を得ることができなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の名前、A社における退職日、及び退職月の保険料控除に係る記憶は定かでない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4382

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から62年4月24日まで

私は、高等学校を卒業後、A事業所でアルバイトとして勤務しており、昭和56年4月1日からは正社員として採用された。正社員となって以降、給料から保険料が控除されるようになり、62年4月に再度アルバイト勤務に変更するまで継続して保険に加入していたと記憶している。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所からの回答及びB国民健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間当時の人事や給与に関する事務を取り扱っていたとするA事業所の当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとしているが、「保険のことをB国保と呼んでいた。」と証言していることから、申立人の保険料控除に係る記憶は、B国民健康保険組合の保険料控除の記憶であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4383 (事案 670 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月30日から31年2月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、A社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、人事記録等の関連資料から、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料が無いこと、当時の同社に勤務していた同僚の多くについても入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に相違が見られること、上記の人事記録に「試工入社年月日 昭和30年6月1日」との記載があり、ほかの同僚と同じく試用期間を設けられていたことが認められること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間はA社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので再度調査してほしい。」と主張しているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 20 日から 44 年 6 月 15 日まで  
申立期間においてA社に継続して勤務していたが、年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人を記憶していない。申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、本人の希望を聞いて加入させていた。」と回答している上、同社から提出された申立期間当時の社会保険資料には、申立人の名前は見当たらない。

また、申立人が先輩として名字のみを挙げる同僚、及び一緒に入社したとして名前を挙げる同僚は、いずれも申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立期間のうち、昭和 44 年 6 月 1 日以降の期間については、申立人は、次の勤務先であるB社に係る雇用保険の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4385

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 21 日から 61 年 8 月 31 日まで  
給与から社会保険料が控除されていることを証明できる昭和 61 年給与支払報告書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 61 年給与支払報告書により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、昭和 60 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない上、同社の事業を継承したB社は平成 8 年 2 月 \*日に清算終了しており、当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記給与支払報告書に記載されている社会保険料は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 8 月までの間の健康保険料及び雇用保険料の合算額に相当する金額であり、同期間に係る厚生年金保険料は含まれていないものと推認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人より少し前に辞めたので、申立人がいつまで勤務していたのか、また、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月ごろから 56 年 2 月ごろまで

私は、申立期間においてA事業所の事業主として妻と共に事業に従事した。社会保険は加入すべきものと考えていたため、当然、保険料を控除して納入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された名刺、及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、時期は特定できないが、A事業所の事業主であったことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「A事業所を厚生年金保険の適用事業所として届け出た記憶は無い。」と証言している上、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、「A事業所は法人であった。」と主張しているものの、所在地を管轄する法務局に、A事業所の商業登記の記録は確認できないことから、申立人は、個人事業所の事業主であった可能性が考えられる。

さらに、申立人が社会保険事務所（当時）に提出した厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書によると、申立人は、申立期間においてA事業所とは別のB事業所、C事業所及びD事業所にも勤務していたと記載している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4387 (事案 189 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 32 年 3 月まで

前回申し立てた昭和 31 年 4 月から 35 年 3 月までの期間のうち、A 船に無線通信士として乗っていた今回の申立期間の記録訂正が認められていない。

前回の年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた後、私は、昭和 31 年 1 月から A 船を本船とする漁船団の中の母船である B 船 (チャーター船で船舶所有者は不詳。) に乗り、通信士をしていたことを思い出した。当時の漁船団員は 55 人から 60 人ぐらいで、同僚 C 氏は通信士として、同僚 D 氏は漁労長として本船の A 船に乗り、同僚 E 氏は機関長として母船である B 船に乗っていた。

申立期間について再度調査して、船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当初、「昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで A 船に乗船していた。」と主張していたが、社会保険事務所 (当時) の記録では、当該期間における A 船の船舶所有者が特定できず、申立人の同船における勤務実態について周辺事情を調査できないこと、当時の事情を聴取できる同船での同僚が見付からないこと、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「昭和 31 年 1 月から A 船を本船とする漁船団の中の母船であるチャーター船の B 船に乗り、通信士をしていた。同僚 C 氏及び D 氏は、本船の A 船に乗り、同僚 E 氏は、母船である B 船に乗っていたことを思い出した。」など新たに主張し、再度申し立てしているところ、同僚 C 氏は、申立

人が当該漁船団にいたことを証言している上、今回新たにA船の船舶所有者であることが判明したF氏の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる甲板員の一人は、「申立人がチャーター船の母船B船に乗り、通信士をしていた。」と証言していることから判断すると、時期は特定できないものの、申立人がB船に乗船していたことは推認できる。

しかし、B船は、船舶原簿謄本に記録が見当たらないことから、同船の船舶所有者を特定できない上、同僚D氏は死亡、E氏は連絡先が明らかでないため、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

また、B船の本船であるA船の船舶所有者は、同船の船舶原簿謄本により、申立期間のうち、昭和31年1月から32年2月12日まではF氏、同年2月13日から同年3月まではG漁業協同組合であることが確認できるところ、F氏は、申立期間のうち、31年11月28日より後の期間において、G漁業協同組合は、申立期間において、船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、A船の船舶所有者であるF氏の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者は、すべて本船であるA船に乗っていた者で、チャーター船に乗っていた者の記録は確認できないところ、申立人が同じくB船に乗っていたとする同僚E氏の記録は、当該名簿において確認できない。

加えて、船舶所有者F氏は、連絡先が明らかでなく、G漁業協同組合を承継するH漁業協同組合は、「当時の資料は現存せず不明。」としている上、F氏の船員保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は無く、記号番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年から 33 年まで

申立期間に、A社で製造の仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚B氏（厚生年金保険被保険者資格を昭和 29 年 5 月 1 日取得、31 年 4 月 18 日喪失）が、「申立人は、自分より前からA社に勤めていて、自分が退職した後も 2 年ぐらい働いていたのではないか。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「当時の資料は無く、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答しているところ、同社が適用事業所となった昭和 29 年 5 月 1 日以降の期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「社会保険は保険料がかかるので希望制だった。」、「自分は入社後しばらくしてから入ることにした。」、「女性の従業員はたくさんいたが、社会保険に入っていなかった人もいたように思う。」と証言している。

さらに、A社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 30 年 6 月まで  
A社に勤務していたB氏の紹介で同社に入社した。厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚B氏が、「A社が人を探していたので、近所に住んでいた申立人を紹介し、申立人は同社に入社した。」と証言していること、申立人が名前を挙げた複数の同僚がA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できること、申立人が同社の設備の状況等を明確に記憶していることなどから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の一人は、「社会保険の取扱いについては分からないが、当時は5人ぐらい見習がいた。申立人も見習のような扱いだったかもしれない。」と証言している。

また、A社は、「当時の資料は無く、申立期間当時のことは不明。」と回答しており、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚も申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から34年12月まで

父の友人であるA事業所の社長の勧めで同事業所に入社した。父から厚生年金保険に加入しているかと聞かれ給与明細を送った。

間違いなく厚生年金保険料が引かれていたので安心した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA事業所において、坑内作業に従事し、その間、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、申立人が記憶している同僚は、いずれも死亡又は連絡先が不明であり、申立期間にA事業所に勤務していた複数の同僚は、いずれも「申立人を知らない。」と証言していることから、申立人の同事業所における勤務実態を確認できない。

また、A事業所は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、A事業所は、昭和35年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び事務担当者は、いずれも死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4391

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月から34年 8 月まで  
② 昭和38年11月から41年 9 月まで

申立期間①はA事業所に勤務し、申立期間②はB社に勤務していた。A事業所には姉の紹介で入社した。姉には同事業所の厚生年金保険の被保険者記録があるが、私には無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の現在の事業主及び同僚の一人が、「申立人はA事業所に勤務していた。」と証言していることから、時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在の事業主は、「当時の資料は無いので、当時、先代が厚生年金保険について、どのような取扱いをしていたかは不明であるが、申立人のお姉さんは長く勤務していたので厚生年金保険に加入しており、申立人は、勤務期間が比較的短かったので、厚生年金保険に加入していないのではないか。」と証言している。

また、当時の事業主は死亡しており、ほかの同僚は、「申立人のことを覚えていない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間（資格取得者7人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

申立期間②について、申立人から、B社の事業主が申立人にあてた年賀状（昭和53年のもの）が提出されたものの、当該年賀状には、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる記載は確認できず、当該事業主は連絡先不明である上、申立人は同社の同僚を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、管轄法務局の記録でも、同社の商業登記に係る記録は無い。

さらに、事業主の兄は、「B社が倒産した後、弟とは10年以上音信不通であるが、当時の同社は、従業員が2人か3人の会社であった。同社の事業主であった弟自身が社会保険には一切加入していなかったため、当然、従業員も社会保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月28日から26年2月1日まで

私は、昭和24年2月6日から25年2月28日までA社に勤務していたが、B社に異動を命ぜられ、10人から12人ぐらゐの同僚と一緒に異動した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白とされていることが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間にB社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間においてB社の厚生年金保険の被保険者であった同僚が申立人を記憶していることから、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、「自分と一緒にA社からB社に10人から12人が異動した。このうち、2人の同僚の名前を記憶している。」と主張しているが、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該2人の同僚の記録は見当たらない上、申立期間当時は3人の女性が資格取得しているのみで、申立人が主張する10人以上の同僚について資格取得がなされた形跡は見当たらない。

また、B社の昭和23年7月1日から25年6月10日（最後の被保険者の資格取得日）までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、B社は、昭和27年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、同僚からも、申立人の保険料控除の事実をう

かがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4393

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から46年3月ごろまでのうち、研修を受けていた期間（計37か月）

私は、昭和41年9月から46年3月ごろまでのうち、A社B支店で研修を計13回（3か月の研修を11回、2か月の研修を2回）受けており、申立期間の社会保険については、同社C支店で外交員をしていた実母を通して手続をしてきていた。

ところが、年金記録を確認したところ、当該期間の記録が無いことが分かり、悔しい思いをした。

記録が無いのは、厚生年金保険の記録に携わった人が抹消したためであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店で研修を受けた申立期間の記録が無い。」と申し立てているところ、A社は、「申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月23日以降に在籍していた記録がある。」と回答しており、申立人の同日より前の期間における勤務実態について確認できない。

また、A社は、「当時の外務職員採用基準規定によると、外務職員が社会保険適用者となるためには、職員という雇用形態で採用又は編入されなければならない。また、職員となる前には、社会保険非適用である外務試補（入社日から6か月間）を経る必要があり、申立人は、申立期間のうち、在籍が確認できる期間においては、その外務試補であった。さらに、会社が保管している記録は、国の記録と一致している。」としている。

さらに、申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月12日以降の期間において元夫の健康保険

の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人のA社における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月から同年6月まで  
② 昭和33年8月から同年11月まで  
③ 昭和34年9月から35年3月まで  
④ 昭和35年9月から36年8月まで

申立期間①はA氏、申立期間②及び④はB社、申立期間③はC社が所有する各漁船に乗っていたが、船員保険の被保険者記録が無い。乗船期間については、一緒に乗船していた息子の被保険者記録から確認できる期間とほぼ同じだが、息子は体調を崩して先に下船することがあったので、息子よりも長い期間を乗船していたと記憶している。調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A氏が所有する船舶における船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言は得られなかった。

また、A氏の連絡先は不明である上、同氏の事業を承継したD社は既に廃業し、当該事業所の事業主も他界しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、A氏が所有する船舶に係る昭和31年5月5日から35年1月1日までの船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

申立期間②及び④について、B社における船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言は得られなかった。

また、商業登記簿によれば、B社は昭和54年10月\*日に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の申立期間②及び④における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、B社の昭和32年10月1日から37年1月15日までの船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、昭和53年7月7日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間④の一部を含む36年4月から38年8月までの期間について、国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

申立期間③について、C社で船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言は得られなかった。

また、C社は既に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の申立期間③における勤務実態及び船員保険料の控除が確認できない。

さらに、C社の昭和32年11月13日から35年3月15日（最後の被保険者の資格取得日）までの船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4395

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社における厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月24日から同年8月17日まで

私は、申立期間についてA社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和19年10月1日から20年9月7日までの期間においてB社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、申立てに係るA社は、商業登記簿謄本によれば、昭和19年12月\*日にC社と合併したことにより解散していることが確認できるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同年10月にC社に名称変更し、更に21年5月31日にB社に名称変更したことが確認できることから、申立てに係るA社と被保険者記録があるB社は、実質同一の事業所であると考えられる。

さらに、申立人がA社の同僚であったと記憶している者も、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社において被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、A社に勤務していた根拠として、兎蕃殖カード等4枚の資料を提出しているが、当該資料からは、申立人が申立期間において同社により厚生年金保険料を控除されていた状況はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者記録が誤って記録されている状況はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、A社における厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月12日から46年12月21日まで  
自宅を訪問してきた年金事務所の職員から、私が、脱退手当金を受給していることを教えられたが、受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の事業所名及びその所在地が押印されているほか、同裁定請求書及び裁定伺によれば、昭和47年7月17日にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年8月7日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所が申立人の記憶と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、その右隣に「47.7.17」と上記裁定請求書に押印されているA社会保険事務所の受付日と同一日が記載されていることが確認できる上、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から3週間後の昭和47年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4397（事案1945の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 8 月 25 日まで  
前回の申立てについて、平成 21 年 11 月 18 日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。  
私は、脱退手当金を受け取っておらず、当時を知ると思われる同僚二人の名前を新たに証拠として提出するので、再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録が確認できるほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 10 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年10月10日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成21年11月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年11月18日付けの通知内容に納得できず、「脱退手当金は受け取っていない。」と強く主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人について資格喪失日から約2か月後に支給決定されていること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が確認できること、通算年金通則法施行前に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、脱退手当金を受け取っていないと主張し、記憶する同僚の名前を新たな証拠として提出したが、当該同僚は既に他界しているなど連絡を取ることはできず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 21 日から同年 11 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで

多分脱退手当金は受給していないと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページ (計 5 ページ) に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 1 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 49 人のうち、受給資格者 15 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 人に支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 5 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。